

1. 会合名	「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング・グループ」（第18回）
2. 日 時	平成26年12月3日（水）午後3時30分～4時30分
3. 議 案	1. 自主規制規則の見直しに関する提案（「広告等に関する指針」の「表示することが望ましい事項」の変更について） 2. その他
	1. 自主規制規則の見直しに関する提案（「広告等に関する指針」の「表示することが望ましい事項」の変更について 本協会では毎年4月に協会員に対し募集を行っている「自主規制規則の見直しに関する提案」において、「広告等に関する指針」の「表示することが望ましい事項」の変更についての見直し提案がなされた。それを受け、事務局より、提案内容、提案理由及び本見直し提案を議論するにあたって参考となる有識者コメント、関係法令諸規則等について説明を行い、下記のとおり、当該見直し提案に関する対応について議論を行った。 本件については、本WGでの今回の意見交換を踏まえ、事務局より委員に対して意見照会を行うこととした。 （主な意見等） - 資料1の「4. 参考」に、「銀行業における表示に関する公正競争規約」が記載されており、税引後金利について規定されているとあるが、税引後の金利を記載しろということか。 ⇒ご理解のとおりである。預金は、金融一体課税の対象外であるので、あくまで参考として掲載したものである。「広告等に関する指針」において債券の税引後利率・利回りを記載した経緯を調査したが、当該指針の策定時より当該記載はあり、明確な経緯は判明しなかった。ただし、策定当時近辺に、国会において、公社債投信の税引前利回りが税引後利回りと比較し、かなり大きな文字で強調されている広告について、優良誤認に該当するのではないかといった議論がされていた。当該事案は、小さい文字ながら税引後利回りが記載されていたので、問題にはならなかったが、当該議論を見ると、その当時の業界としての共通認識として税引後利回り記載する必要があるとの認識であったと思料される。（事務局） - 自主規制会議の有識者コメントとして、税引後利率・利回りは参考情報として有益であるので、慎重に議論すべきという話もある。現実的には、債券の利子は源泉徴収されるので、顧客が受取る金銭は、税引後利率・利回りに基づいて計算された額となるので、当該記載を残すという考えもある。もし、税引後利率・利回りを記載しないということであれば、何らかのヘッジクローズが必要になるとの議論もあると思う。 ⇒「広告等に関する指針」における債券の項目については、何らかの記載が必要になってくると考える。また、厳密につきつめると、所有期間利回りはどうなるのかという話もでてきてしまう。税引後利回りを記載することは、景品表示法とは次元が違う話であり、やはり投資家を考えると参考情報として、記載を残すべきではないか。 ⇒金融一体課税を受け、新たにヘッジクローズを入れるとしたら、「平成28年1月から、金融一体課税が導入されることにより、投資家が受取るお取り扱い利率・利回りについては、投資家により異なります。」となることが想定されるが、当該ヘッジクローズを「広告等に関する指針」の表示が望ましい事項に加えるべきかどうかも含わせて議論していただきたい。（事務局）

- ・ 株式や投資信託の広告において、税制の説明を網羅的に記載している訳でもないし、各社において、税制を理解するためのパンフレットやＨＰ上での表示の工夫を行っていることを考えると、債券についてのみ、税制のヘッジクローズを入れる必要まではないという考え方もある。
- ⇒税制改正について顧客に周知することで十分であると考え。個別債券の広告にヘッジクローズをいれるより、税制改正について周知することのほうが効果的であると考え。
- ・ 当社では、税引後利率・利回りについては、「表示が望ましい事項」であることから、記載を行うものを行わないものとあり、現行どおりまたは見直し提案どおり削除のどちらになっても影響はあまりない。
- ・ 本日のＷＧにおいては、①債券の税引後利率・利回りの該当箇所に関する見直しは行わないこと、②金融一体課税に関する税制のヘッジクローズについても、各社の裁量に委ねることとして「広告等に関する指針」に特段の規定は行わないことについて本日の議論はここまでとし、各社に意見照会を行うこととする。

○「広告等に関する指針」の「物価連動国債」の変更について

事務局からの提案として、物価連動国債については、現在個人への譲渡が禁止されているが、平成 28 年 1 月以降に満期を迎えるものについては、平成 27 年 1 月より個人への譲渡制限が解除されることを契機に、「広告等に関する指針」における物価連動国債の表示事項を追記してはどうかとの提案がなされ、下記のとおり、議論を行った。

本件については、本ＷＧでの今回の意見交換を踏まえ、事務局より委員に対して改めて意見照会を行うこととした。

(主な意見)

- ・ 物価連動国債にフロアがある場合にだけ広告に記載するという理解でよいのか。
- ⇒個人向けの販売ということを考えると、むしろフロアがない場合にその旨を広告に記載する必要があると考えている。(事務局)
- ⇒個人向けにフロアなしの物価連動国債を販売することはないのではないか。
- ⇒個人向けにフロアなしの物価連動国債を販売することはないと思うが、販売をしてはならないとはなっていない。万が一、フロアなしの物価連動国債を販売する際に、顧客にそのことが知らされていなかった場合には、重大な問題となる可能性があると考えるので、表示事項としてフロアの有無を記載してはどうかと提案させていただいている。(事務局)
- ・ 物価連動国債について、今まで作成した広告は、フロアなしが多いがその旨は記載していない。必要表示事項として、全ての広告にフロアの有無を記載することになった場合、万が一記載されていないものが広告として出てしまうと広告指針違反となってしまうため厳しいと考える。
- ⇒個人向けに物価連動国債を販売することを考えると、既存の広告について、フロアの有無の他にも見直す点もあると思うので、その際に見直していく必要があるのではないか。
- ⇒物価連動国債については、現状においても、個人への譲渡制限があるものの、特定投資家以外の広告規制の対象となる一般投資家に販売しており、既存資料も規制対象となってくことを考えると、今回の対応は厳しいものであると思う。ただし、個人への譲渡制限が解除されることとなった以上、何らか決めておく必要があるのではないかと考え、提案させていただいている。(事務局)

- ・ 個人を含む広い投資家に物価連動国債が販売され得る状態となった場合、業界として最低限規定しておくべき事項が今回の提案であると理解しており、本議論の場においては、事務局案について一定の合意形成がされたこととする。

2. その他

○今後の検討事項について

① 企業内容等開示ガイドライン等の改正を踏まえた「広告等に関する指針」の改正の検討について

(主な意見)

- ・ 本件は、内部管理態勢等検討WG及び自主規制規則の改善WGで議論されていることに関連するとのことであるが、これらのWGでの検討結果を受けて、本WGで議論していくこととなるのか。

⇒本件は、現在、自主規制規則の改善WGで議論しているアナリスト・レポート規則のあり方とは少し論点が違うものであると思っている。当該規則改正の観点は法人関係情報の伝達というよりも、むしろ届出前勧誘に該当するかといった観点である。一方、広告等に関する指針の記述は、売買審査部門において法人関係情報の有無を確認するということである。よって、それぞれが違う結論になっても構わないと考えている。事務局より、自主規制規則の改善WGにおける検討状況を提供させていただくが、当該WGにおける検討状況を考慮しすぎず、本WGはゼロベースで議論していただければと思う。(事務局)

② ウェブサイト上の表示のあり方等に関する検討について

(主な意見)

- ・ 本件については、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」の議論を踏まえて本WGで議論していくこととなるが、資料に「自主規制の一環として検討を行う方向性が示された」とあるが、この方向性とは具体的なものが示されたのか、それとも抽象的なものであるのか。

⇒具体的には、ウェブサイト上のランキング表示に関する意見が出ている。例えば、対面証券では販売しにくい商品が販売ランキングの上位にあることは、投資家に誤解を与えるのではないのかといったことに関して問題提起がされている。懇談会において問題提起されたことを受け、ウェブサイト上の表示について、何らかの規制を入れる必要があるのかどうかも含め、広告を所管する本WGで議論していただきたいと思う。

- ・ ウェブサイト上のランキング表示について、高齢顧客に関わらずに検討するという理解でよいのか。

⇒ご理解のとおりである。(事務局)

- ・ 懇談会の議事概要において、高齢顧客がインターネット取引する場合に、高齢顧客であるかどうかによって表示事項を変えるといった議論もあったと思うが、その件についても本WGで議論するという理解でよいのか。

⇒高齢顧客に限定したものについては、高齢者ガイドラインを検討している「投資勧誘のあり方に関するWG」で高齢者ガイドラインにおける勧誘行為にインターネット取引が該当するかどうかを検討していただくこととしている。(事務局)

⇒投資勧誘のあり方に関するWGの結論によって、インターネット上の表示のあり方について、本WGにおいて検討するということか。

⇒結論によって、検討する可能性はある。(事務局)

	③ 景品類として有価証券を提供する行為に関する検討について (主な意見) ・ 有価証券を景品類として提供することは法令上禁止されておらず、現状問題となっているものではないが、何らかの手当てが必要かどうかを本WGで議論していくこととなったと理解した。議論次第では、業界として有価証券を景品類として提供しないという結論もあれば、提供するにあたり何らかの留意事項を示すことや、特段制約しないという結論もあると考える。 ⇒現状の「広告等に関する指針」においては、株式等の特定の銘柄の取引と関連させた景品類の提供は一律集中の観点から禁止している。特定銘柄を景品として提供することは、同様に整理されるという考え方もある。株式、債券、投資信託で対応が異なることもあり得るし、業界として全ての金融商品の提供を禁止しようという考え方もあると思うので、幅広く議論していただきたいと思う。(事務局) ・ 有価証券を景品類として提供している会社が多い状況か。 ⇒過去行っているキャンペーンまでは補足できないものもあるが、事務局において、一定時期に調査を行ったところ、3社が該当したということである。(事務局) ・ 参考1の事例にある買付代金の提供とはキャッシュバックに該当するということか。 ⇒例えば、事例1は為替取引を対象として取引価額を算定し、株式の買付代金を景品として提供していると事務局では理解しており、キャッシュバックには該当しないと考えている。(事務局) ・ 事例1は、顧客が金銭を負担し取得していないので、特定口座の場合、取得価額はゼロに整理しなければならないのではないか。 ⇒事例1については、事務局において継続整理中の事案であり、様々な観点で整理すべきものではあると思う。(事務局) ・ 事例1について、買付代金自体がプレゼントされるので、そこから顧客が株式を注文するのか、または自動的に買付代金が入ってきて、自動的に買付されるのか。 ⇒顧客勘定での買いを先行し、受渡日まで買付代金が顧客の口座に支払われる形であると聞いている。(事務局) ・ 今後の検討事項について、スケジュールはどうなるのか ⇒事務局と主査で論点を整理し、1月にWGを開催する予定である。まずは、企業内容等開示ガイドライン等の改正を踏まえた『「広告等に関する指針」の改正に関する検討』を行い、次に「ウェブサイト上の表示のあり方等に関する検討」、最後に「景品類として有価証券を提供する行為に関する検討」を行っていく予定である。(事務局) 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）